

別表4 景観モデル地区における届出対象行為

1 建築物

行為の種類	新築、増築、改築若しくは移転	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
届出対象規模	<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る部分の床面積の合計が 10 m²を超えるもの ・新築後、増築後、改築後又は移転後の高さが 5mを超えるもの 	当該行為に係る部分の面積の合計が 10 m ² を超えるもの
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設の建築物の建築等 ・改築で外観の変更を伴わないもの 	

2 工作物

行為の種類	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
届出対象規模	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突、排気塔その他これらに類するもの ・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの ・電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの ・装飾塔その他これらに類するもの ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの ・彫像、記念碑その他これらに類するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）が 5mを超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが 1mを超えるもの（彫像、記念碑等を除く） ・増築後、改築後又は移転後の高さが 5mを超えるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが 1.5mを超えるもの ・増築後、改築後又は移転後の高さが 1.5mを超えるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 ・自動車車庫の用に供する立体的な施設 ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設 ・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）が 5mを超えるもの、又は、築造面積が 10 m²を超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが 1mを超えるもの ・増築後、改築後又は移転後の高さが 5mを超えるもの、又は、築造面積が 10 m²を超えるもの

別表

	<ul style="list-style-type: none"> ・電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物を含む。）その他これらに類するものの 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ（電線路又は空中線に含まれる支持物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該支持物の上端までの高さ）が10mを超えるもの ・増築後、改築後又は移転後の高さが10mを超えるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・広告板、広告塔その他これらに類するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が1m²を超えるもの又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、工作物自体の高さが1mを超えるもの <p>以下については、届出を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件 ②公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター立札等又はこれらを掲出する物件 ③人、動物、車両、船舶等に表示される物件 ④はり紙、はり札、立て看板、のぼり、アドバルーン、広告網及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して表示又は掲出されないもの
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設の工作物の建設等 ・改築で外観の変更を伴わないもの 	

3 その他（法第16条第1項第4号の条例で定めるべき行為）

行為の種類	木竹の伐採	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ・水面の埋立て又は干拓
届出対象規模	高さが10mを超えるもの、又は伐採面積が500m ² を超えるもの	物件の高さが1.5mを超えるもの、又は、当該行為に係る部分の水平投影面積が100m ² を超えるもの	当該行為に係る部分の面積が500m ² を超えるもの、又は、高さが1.5mを超える法面又は擁壁を生じるもの
適用除外		・外部から見通すことのできない場所での行為 ・期間が90日を超えて継続しないもの	宅地の造成、土地の開墾以外の行為で、農林漁業を営むために行う土地の形質の変更

4 適用除外（共通）

- ・文化財保護法に規定する重要文化財の現状変更・修理等、史跡名勝天然記念物の現状変更等、伝統的建造物群保存地区内における現状変更を行う行為
- ・自然公園法に規定する特別地域、特別保護地区及び普通地域内における工作物の新築等
- ・都市計画法に規定する風致地区及び地区計画の区域内における建築物の新築等
- ・岡山県自然保護条例に規定する自然環境保全地域及び環境緑地保護地域等内における建築物の新築等
- ・岡山県立自然公園条例に規定する特別地域及び普通地域内における工作物の新築等
- ・岡山県文化財保護条例に規定する県指定重要文化財の現状変更・修理等、県指定重要有形民俗文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等を行う行為
- ・岡山県自然海浜保全地区条例に規定する自然海浜保全地区内における建築物の新築等
- ・地盤面下又は水面下における行為